

# ハッピーオーナーズクラブ

## 共有馬管理等に関する覚書

適用様式版：2026 年 7 月 31 日版

[共有馬]

馬名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊年＊月＊日生 ＊ ＊＊ 父 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 母 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

共有代表馬主と、本覚書、付帯条項及び賞品等取扱細則からなる一体の電磁的記録の末尾に管理契約申込者として表示される者とは、上記共有馬の管理、共有関係その他これらに付随する事項について、次のとおり合意する。管理契約申込者が共有持分権を取得した後の本覚書上の地位は、第 2 条第 2 項及び第 15 条第 2 項に定める「共有者」とする。

### 第 1 条（共有代表馬主への委任）

共有者は、上記競走馬（以下「共有馬」という）を競走の用に供しかつ共有馬についての円滑な事務運営等を確保するため、次条に定める共有代表馬主に対し第 3 条に定める事項を委任するものとし、当該共有代表馬主は同条に定める決定権限を有する。

### 第 2 条（共有代表馬主）

- 共有馬の共有代表馬主は、会田 裕一 とする。
- 共有代表馬主は、遅くとも当該共有馬について本覚書に基づき最初に J R A 又は N A R へ行う競走馬の登録申請又は共有馬主、共有代表馬主若しくは持分の変更の届出に進む時点までに、共有馬の共有持分権を 1 口以上保有し、以後その地位にある間これを維持するものとする。本覚書において「共有者」とは、共有持分権を保有し本覚書の当事者として参加する者のうち共有代表馬主以外の者をいい、共有代表馬主を含まない。
- 共有代表馬主は、その地位にある間、同一の個人又は法人として J R A 及び N A R 双方の馬主登録を有効に維持するものとする。
- 事務局は、各共有者の共有持分権の口数及び割合を共有者名簿に記録し、共有者から求めがあった場合は、当該共有者に係る記録内容を確認できるようにするものとする。

### 第 3 条（共有代表馬主の決定権限）

- 共有代表馬主の決定権限は以下のとおりとし、共有代表馬主は、かかる事項を遂行する権限及び義務を有する。
  - 当該共有持分権に係る売買契約の売主（以下「売主」という。）から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること
  - 育成場及び育成費を決定すること
  - 日本中央競馬会（以下「J R A」という）又は地方競馬全国協会（以下「N A R」という）への共有馬の登録の可否及び時期、当該登録の終了及び新たな登録、並びに中央競馬・地方競馬間の所属変更を決定すること
  - J R A、N A R、地方競馬主催者その他の競馬関係団体に対し当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること
  - 預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること（転厩を含む）
  - 入厩の可否及び時期を決定すること
  - 去勢の可否及び時期を決定すること
  - 競走の際の服色を決定すること
  - 調教及び出走スケジュール（海外における競走、中央競馬又は地方競馬の交流競走の選択を含む）を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること
  - J R A、N A R その他の競馬主催者から受けた賞金その他その名目を問わず馬主に対して交付された金員及び賞品等を受領、保管し、付帯条項に別段の定めがある場合を除き、かかる金員並びに J R A 及び N A R の管轄する競馬主催者から交付された時価 10 万円を超える賞品の売却金を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと

- (11) 海外における競走について出走馬主としての招待を受け、これに自ら参加し又はその代行者を指定すること
- (12) 共有馬の保険加入額の決定、並びに、保険料及び当該共有馬に係る売買契約に定める経費負担開始日（以下「経費負担開始日」という）以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払に充てること
- (13) 共有馬に保険事故が発生した場合、保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求を行うこと
- (14) 所属変更を目的とする共有馬の登録終了を除き、競走馬としての引退その他当該共有運営の終了時期を決定すること
- (15) 前号の共有運営終了の前後を問わず、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
- (16) 共有馬が牡馬の場合は、引退後に種牡馬への転用の可否を決定すること
- (17) やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、第11条に定めるところにより新共有代表馬主を選任すること
- (18) 前各号の収支を精算し、その残額を次月以降に繰り越して管理（付帯条項の定めに従い、共有者の請求に基づきこれを支払うことを含む）し、又は不足額を共有者に請求すること
- (19) その他上記に関連する事項を決定し、実施すること

2. 共有代表馬主は、前項の決定権限を行使した場合は、事務局を通じて遅滞なく、共有者が登録した電子メールその他事務局所定の電磁的方法により共有者に通知し、事務局はその記録を保存するものとする。緊急時に他の方法による先行連絡をした場合も、後日、電磁的方法による通知及び記録を行うものとする。

#### 第4条（事務局）

- 1. 共有代表馬主は、前条に掲げる事項の事務取扱を行うため、自らの下に「ハッピーオーナーズクラブ事務局」（以下「事務局」という）を置く。
- 2. 事務局における業務は、共有代表馬主本人、その被用者、又は共有代表馬主が適当と認めた第三者（共有代表馬主が代表者を務める法人を含む）がこれを遂行する。第三者に業務を行わせる場合であっても、当該事務取扱は「ハッピーオーナーズクラブ事務局」の名称をもって行うものとし、共有代表馬主は、当該第三者の業務遂行について共有者に対し責任を負う。
- 3. 事務局が行った事務連絡、通知、請求その他の事務取扱は、共有代表馬主本人の意思に基づくものとみなす。

#### 第5条（共有者の遵守事項）

- 1. 共有者は、第1条及び第3条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。
- 2. 共有者は、JRA、NAR、地方競馬主催者その他の競馬関係団体が定める、共有馬の登録上の所有者、共有馬主、共有代表馬主若しくは持分の変更その他共有馬の登録及び共有関係に必要な書類について、事務局の案内に従って遅滞なく提出するものとする。
- 3. 共有者は、共有期間中、自己の責任において、同一の個人又は法人としてJRA及びNAR双方の馬主登録を有効に維持するものとする。共有者は、その馬主登録の停止、取消し、抹消、取消予告その他登録の維持に影響する事情を知った場合は、遅滞なく事務局に届け出るとともに、事務局が合理的に求める資料を遅滞なく提出するものとする。
- 4. 共有代表馬主及び事務局は、共有者のJRA又はNARの馬主登録の維持を保証するものではない。

#### 第6条（本覚書の付帯条項）

第3条に掲げる取扱事務の実施の詳細については、本覚書と一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」（以下「付帯条項」という）に規定するものとし、共有者及び共有代表馬主はかかる付帯条項を遵守し、これに従うものとする。

#### 第7条（所属変更）

- 1. 共有代表馬主は、共有馬の成績、適性、健康状態、競走番組、登録要件、費用その他共有馬の競走継続上の事情を考慮し、共有馬の所属を中央競馬から地方競馬へ、又は地方競馬から中央競馬へ変更することを決定することができる。かかる決定について、共有者の事前承認を要しない。

2. 前項の所属変更のため移行元における共有馬の登録を終了することは、共有馬の引退又は共有の終了とはせず、移行予定先において共有馬の登録を受けるまでの間も、共有関係、持分割合、共有代表馬主の管理権限、費用負担、収支計算及び繰越残額は継続するものとする。
3. 共有代表馬主は、所属変更先において共有馬の登録を受けることができない場合その他必要があると認める場合は、登録可能性、健康状態、競走能力、費用、時期及び共有関係全体の利益を考慮して、元所属への登録、他の競馬主催者への登録、休養、売却、引退その他適当と認める処理を決定することができる。また、所属変更の方針を撤回し、又は変更することができる。
4. 共有者は、所属変更並びにこれに伴う共有馬の登録の終了、新たな登録及び共有関係の変更手続に必要な書類の提出その他の手続について、事務局の案内に従い協力するものとする。共有代表馬主及び事務局は、共有馬の登録、入厩、出走、所属変更の実現又は所属変更後の競走成績を保証するものではない。
5. 共有代表馬主が、第1項又は第3項に基づき所属変更を決定し、又はその方針を撤回若しくは変更した場合は、第3条第2項に従い通知及び記録を行うものとする。かかる通知の到達又は既読は、当該決定、撤回又は変更の効力要件ではない。

## 第8条（共有持分権の譲渡及び相続による承継）

1. 共有持分権の譲渡は、原則としてこれを認めない。
2. 前項にかかわらず、共有者の疾病、身体障害その他の事由により共有者自身による共有持分権の保有継続が困難であると共有代表馬主が認めた場合には、共有代表馬主の書面による事前承認を得て、共有持分権を1口単位で譲渡することができる。この場合、譲受人は、持分移転時に、同一の個人又は法人としてJRA及びNAR双方の馬主登録を有する者でなければならない。
3. 前項に基づき共有持分権の譲渡を希望する共有者及び譲受人は、事務局に対し、譲渡の理由、譲渡対象持分、双方の馬主登録その他事務局が合理的に求める事項を示す書類を提出し、譲渡承認及び名義変更に必要な手続を行うものとする。共有代表馬主は、承認又は不承認の判断を行い、事務局を通じてその結果を通知する。名義書換事務費その他の手続費用は、付帯条項の定めるところによる。
4. 共有者が死亡した場合、その相続人その他の承継権者は、当該共有持分権を相続その他の承継原因により承継することができる。承継を行う者は、事務局に対し、承継の届出及び当該届出者が共有持分権を承継したことを証する資料を速やかに提出するものとする。相続その他の包括承継により一時的に1口未満の権利状態又は1口について複数の権利者が生じることを妨げないが、クラブ上の最終的な共有状態は1口10%単位の承継者に集約するものとする。この取扱いは、遺産分割その他の私法上の権利確定を代替するものではない。
5. 第4項のうち相続による承継の場合において、承継者がJRA及びNAR双方の馬主登録を有せず、かつ、相続開始から6か月以内に双方の馬主登録を取得する見込みがないときは、共有代表馬主は、当該承継者に対し、共有持分権を共有代表馬主に無償で譲渡するよう求めることができ、当該承継者はこれに応ずるものとする。
6. 第4項のうち相続による承継について、相続人その他の承継権者が共有持分権の承継を希望しない場合は、その旨を事務局に書面又は事務局所定の電磁的方法により届け出たうえ、共有持分権を共有代表馬主に無償で譲渡するものとする。本項の共有持分権の承継を希望しない旨の届出（以下「共有持分承継辞退」という）は、民法上の相続放棄とは別の手続である。支払済みの売買代金その他の金員の取扱いは、馬匹売買契約書及び付帯条項の定めるところによる。
7. 共有者の死亡の事実を事務局が知った日から3か月以内に、第4項に定める有効な届出及び資料提出がなされない場合は、第5条に規定する遵守事項に違反したものとみなし、何らの通知催告を要することなく、当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利は共有代表馬主に無償で帰属するものとする。
8. 第4項から前項までの相続その他の承継手続が完了するまで、共有代表馬主は共有馬について従前どおりの管理を継続することができ、事務局は、受領権者が確定していない収入について必要に応じ区分して管理し、その支払を保留することができる。
9. 本条に基づく譲渡、承継又は共有代表馬主への無償譲渡若しくは帰属の効力発生前に生じた未払債務、旧期間の費用及び未精算収入は、当該譲渡等によって消滅せず、付帯条項に従って別途精算する。効力発生後の収入及び費用は、当該効力発生後の持分保有者に帰属する。
10. 法人である共有者について合併、会社分割、解散その他の包括承継又は清算が生じた場合も、共有者又は承継関係者は遅滞なく事務局へ届け出、承継の態様に応じ、本条及び第5条に従い必要な承認、双方の馬主登録、契約及

び名義変更等の手続を行うものとする。破産、差押えその他の手続については、次条及び第10条の定めるところによる。

## 第9条（支払不履行等に起因する共有持分権の喪失）

1. 共有者が、付帯条項第13条第1項に定める支払義務を2か月以上怠った場合、JRA若しくはNARの馬主登録ないし資格が抹消され又は登録抹消ないし資格喪失要件に該当するに至った場合、又は、第5条第2項に定める必要書類を遅滞なく提出しないなど共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、第5条に規定する遵守事項に違反したものとみなし、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分権及びこれから生ずる一切の権利は直ちに共有代表馬主に無償で帰属するものとする。
2. 前項の帰属前に生じた未払債務、旧期間の費用及び未精算収入は、当該帰属によって消滅せず、付帯条項に従って別途精算する。前項の帰属後に生ずる収入及び費用は、共有代表馬主に帰属する。
3. 第1項の適用に関して差押債権者、破産管財人その他の第三者が管理処分権その他の法的権限を有する場合は、本条の定めが当該第三者を当然に拘束するものとはせず、次条の定め及び関係法令に従って処理する。

## 第10条（差押え等及び無承認取得）

1. 共有者又は共有代表馬主は、その保有する共有持分権又は当該持分に対応する賞金、精算金その他の収入について、差押え、仮差押え、仮処分、競売その他の換価手続、租税滞納処分、破産、民事再生その他の倒産・債務整理手続等を受けた場合は、遅滞なく事務局に通知し、保有する関係資料を提出し、共有関係及び登録状態の正常化に合理的に協力するものとする。
2. 共有代表馬主の事前承認なく共有持分権が任意に譲渡され、又は強制執行その他の法定手続により第三者が共有持分権を取得した場合であっても、共有代表馬主は、所定の書面承認、JRA及びNAR双方の馬主登録の確認、必要な契約の締結並びに名義変更手続が完了するまで、その取得者を本覚書上、クラブ上又はJRA若しくはNARの登録上の共有者として当然には扱わず、共有者名簿の変更、収支金の直接分配、共有者向け情報の提供及び名義変更への協力を拒否することができる。
3. 前項の定めは、譲渡人と譲受人との間又は法定手続による私法上の共有持分権の移転自体を当然無効とするものではない。無承認の任意譲渡については、正式な承継が完了するまで、従前の共有者の本覚書上の義務及び既発生債務を存続させる。強制執行その他の法定手続による取得者については、その法的地位を踏まえて個別に処理する。
4. 共有持分権が差押え、競売その他の換価手続の対象となった場合、共有代表馬主は、必要があると認めるとき、対象持分に対応する当初販売価格（当該持分について最初の馬匹売買契約において設定された1口当たりの売買代金をいい、譲渡、相続その他の承継により取得した場合も同じ。）の10%を対価として、処分権限を有する者又は取得者に対し、当該共有持分権の取得を申し入れることができる。共有代表馬主は、かかる申入れ、共有持分権の取得、10%を超える価格での取得又は競売への参加を義務付けられない。処分権限を有する者又は取得者が当該価格での譲渡の意向を示した場合であっても、共有代表馬主が具体的な取得申込みを行わない限り、共有代表馬主に取得義務は生じない。
5. 本覚書に定める譲渡制限及び前項の価格は、差押債権者、執行裁判所若しくは行政庁、競落人、破産管財人その他の第三者を当然に拘束するものではない。前項による取得が成立しない場合は、関係法令及び個別事情に従い、共有代表馬主若しくは適格者への譲渡、必要な馬主登録の取得、契約の締結、名義変更その他適当な方法により共有関係及び登録状態の正常化を図るものとする。
6. 賞金、精算金その他の金銭債権のみが差押え等の対象となった場合は、それだけをもって共有持分権又は共有持分権者の構成を変更しない。事務局は、対象となる収入を必要に応じ区分して記録し、差押命令、取立命令、供託その他の法的指示に従って支払、保留その他必要な処理を行う。既発生債権の相殺又は回収は、関係法令上許容される範囲で行うものとする。

## 第11条（共有代表馬主の変更）

1. 死亡、意思能力喪失、馬主登録若しくは資格の喪失その他やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合において、現共有代表馬主が自ら後任を選任することができるときは、現共有代表馬主が新共有代表馬主を選任する。

2. 現共有代表馬主が死亡、意思能力喪失その他の事由により自ら後任を選任することができないときは、残存共有者の協議により、当該共有馬の既存共有者の中から、当該共有馬の共有持分権を1口以上保有し、JRA及びNAR双方について必要な馬主登録を有し、かつ、就任を承諾した者を新共有代表馬主として選任する。
3. 新共有代表馬主の選任及び代表変更のためだけに、前項の者が追加の共有持分権を取得することを要しない。新共有代表馬主に就任した者は、就任後、本覚書上「共有代表馬主」として扱い、「共有者」には含めない。
- (1) 代表変更のみを理由として、旧共有代表馬主の共有持分権が新共有代表馬主へ移転するものではない。
  - (2) 旧共有代表馬主が死亡した場合、その共有持分権は一般の相続関係に従って別途処理し、第8条第4項から第7項までの「共有者」の死亡に関する規定は適用しない。
  - (3) 旧共有代表馬主のJRA若しくはNARの馬主登録又は資格が抹消され、若しくは資格喪失要件に該当した場合も、第9条第1項の「共有者」に対する持分帰属処理は適用せず、登録の回復、必要な馬主登録を有する者への通常の譲渡その他法令及び競馬関係団体の手続上可能な方法により、当該共有持分権及び登録状態の正常化を図るものとする。
  - (4) 旧共有代表馬主の相続人その他の承継者が本覚書上の共有者となる場合は、必要な馬主登録、契約及び名義変更その他の手続を完了するものとする。
4. 正式な代表変更が完了するまで、事務局は、共有馬の生命、健康及び財産価値の保全、既に発生した費用の支払、収支及び会計の処理、共有者、調教師その他関係者への連絡、候補者との調整並びに代表変更手続その他必要な移行事務を継続することができる。ただし、事務局自体を共有代表馬主とは扱わず、出走、転厩、売却、引退その他の重要な馬主判断は、緊急の保全行為を除き、新共有代表馬主の決定を基本とする。
5. 共有者及び共有代表馬主は、新共有代表馬主の選任、代表変更、旧共有代表馬主の持分処理その他共有関係の正常化に必要な手続に合理的に協力するものとする。
6. 新共有代表馬主が自ら事務運営を行わず、従来の事務局その他の第三者へ事務運営を委託する場合は、新共有代表馬主主義を反映した覚書、業務委託契約その他必要な文書を整備するものとする。
7. 後任候補者の順位、予備代表者、最大持分者等への強制就任又は一定期間経過による自動的な売却若しくは引退は、あらかじめ定めない。新共有代表馬主が直ちに決まらない場合は、事務局が第4項に定める保全及び調整を継続し、相続処理、持分譲渡その他その時点で可能な方法により解決を図るものとする。

## 第12条（共有物の不分割）

1. 各共有持分権者は、共有馬を競走の用に供し共有関係を安定的に維持するため、その者が当該共有馬の共有持分権を取得し、かつ、本覚書に基づき当該共有馬について共有持分権者として共有関係に参加する状態となった日（以下本条において「不分割合意参加日」という。）から、その日後最初に到来する共通更新基準日（当該共有馬が6歳となる年の1月1日及びその後5年ごとの1月1日をいう。以下本条において同じ。）の前日まで、民法第256条の許容する範囲内で、共有馬について共有物の分割を請求しないものとする。共通更新基準日においてその者の共有関係が継続している場合、この不分割合意は、法令上許容される範囲内で、当該共通更新基準日から次の共通更新基準日の前日まで自動的に更新され、以後も同様とする。共有代表馬主の変更のみ、又は既に不分割合意参加日を有する共有持分権者による同一馬の追加持分取得のみを理由として、既に定まった不分割合意参加日、現行の不分割期間又は共通更新サイクルは変更されない。
2. 前項の合意は、共有代表馬主と各共有者との間だけでなく、本覚書と同一内容の管理契約の当事者である共有持分権者相互の間でも成立するものとする。各共有持分権者は、本覚書と同一内容の管理契約の当事者となり、かつ当該共有馬の共有持分権を取得して、本覚書に基づき当該共有馬について共有持分権者として共有関係に参加する状態となることにより、当該共有馬について同一内容の管理契約の当事者である他のすべての共有持分権者（将来その地位を取得する者を含む。）に対し、前項と同一内容の不分割合意を申し込むとともに、これらの者からの同一内容の申込みをあらかじめ承諾するものとする。二人の共有持分権者間の不分割合意は、両者の不分割合意参加日のうち遅い時から開始し、その時後最初に到来する共通更新基準日の前日までとし、その後は両者の共有関係が継続する限り、前項の共通5年サイクルに従う。共有代表馬主と共有者との間にも同じルールを適用する。共有持分権者相互間において、この承諾について個別の通知を要しない。共有代表馬主が他の共有持分権者を代理して当該合意を締結するものではない。

### 第13条（競走馬としての共有運営の終了及び持分処分）

1. 共有馬の競走馬としての共有運営は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬を競走馬として第三者に売却譲渡した時点、又は、所属変更を目的とする場合を除き、共有馬について競走馬としての登録を確定的に断念若しくは終了し、又は能力的な限界若しくは馬体損傷等により競走馬としての使用を確定的に取りやめる場合のいずれか（以下これらを総称して「引退」という。）をもって終了する。付帯条項に定める種牡馬賃貸その他共有関係を継続する処理の場合は、競走馬としての共有運営が終了した後も、当該処理に従って共有関係及び共有持分権は存続する。引退したことのみに基づいて共有者の共有持分権が当然に消滅するものではなく、各共有持分権の移転、集約又は消滅は、次項及び付帯条項に基づく売却、買取り、譲渡その他の具体的な処分の効力に従う。
2. 共有運営終了時の共有馬の売却、種牡馬転用、牝馬の買取りその他の処分、共有代表馬主の報酬及び処分代金の精算については、馬匹売買契約書及び付帯条項の定めるところによる。
3. 本条に基づく共有運営が終了した場合であっても、共有期間中の事由に基づき後日確定した収入、費用、返還金その他の債権債務は消滅せず、付帯条項に定める既存の精算方法に従って処理するものとする。
4. 前各項に基づく共有運営の終了又は共有持分権の処分は、第2項及び付帯条項に基づく売却、買取り、無償譲渡その他の処分に係る対価、精算金その他の債権債務まで消滅させるものではない。

### 第14条（単独所有への移行）

1. 共有持分権10口の全部を1名が取得した場合は、その時点以後、共有馬を当該取得者の単独所有として扱い、共有関係及び共有代表馬主制度は終了する。
2. 前項の場合、本覚書は、最終精算、未収金若しくは未払金、共有期間中の事由に基づく事後入出金、管轄その他その性質上存続すべき規定を除き終了する。
3. 前項の場合において、ハッピーオーナーズクラブが当該馬の管理を引き続き行うときは、本覚書を単独所有馬の管理契約として流用せず、別途単独所有馬管理契約を締結するものとする。

### 第15条（本覚書の成立及び電子契約）

1. 本条において、本覚書、付帯条項及び賞品等取扱細則の内容を確認して管理契約の締結を申し込む者を「管理契約申込者」という。本覚書は、管理契約申込者が申込フォームその他事務局所定の方法により管理契約の締結を申し込み、共有代表馬主がこれを承諾する場合に、共有代表馬主がこれらからなる一体の電磁的記録に先に電子署名を付し、共有代表馬主が指定する電子契約サービス（以下「指定電子契約サービス」という。）を通じて管理契約申込者の登録メールアドレス宛てに署名依頼を有効に送信し、その送信日時及び共有代表馬主の電子署名が指定電子契約サービス上に記録された時に成立するものとする。ここで「登録メールアドレス」とは、管理契約申込者又は共有者が事務局に届け出て事務局の記録に登録された最新のメールアドレスをいう。単なる書類のアップロード、保存又は送信前の通知作成のみでは成立しない。正しい登録メールアドレスへの署名依頼の有効な送信及びその送信日時の記録が確認できる場合、通知メールの現実の受信、閲覧、迷惑メール処理又は管理契約申込者側の通信障害は本覚書の成立を左右しない。誤ったメールアドレスへの送信、サービス上の送信失敗又は管理契約申込者の署名用記録が生成されない場合は、本項に定める有効な送信として扱わない。
2. 管理契約申込者は、本覚書成立後、合意内容の確認及び証拠化のため、遅滞なく前項の電磁的記録に電子署名するものとする。管理契約申込者の電子署名は、本覚書の成立要件ではない。管理契約申込者が共有持分権を保有し本覚書の当事者として参加する状態となった時から、第2条第2項に定める「共有者」として本覚書上の権利義務を有する。ただし、本条に定める電子署名義務その他その性質上共有持分権取得前に履行すべき事項は、共有持分権取得前から適用する。
3. 本覚書及び当該共有馬に係る馬匹売買契約書は、同日に電子契約の署名依頼を送信することを原則とする。売買契約と本覚書は別個の契約として成立を判定し、一方の送信失敗その他の不備は、他方についてその成立要件が満たされている場合の成立を当然には妨げない。異なる日に送信した場合又は一方だけを再送、差替えその他の方法で補完した場合は、各契約について実際にその成立要件を満たした日をそれぞれの成立日とする。
4. 本覚書の成立後に、誤記その他の不備の訂正、内容の変更又は追加合意のため、別の電磁的記録により訂正覚書その他の合意を締結することを妨げない。共有持分権の移転後に締結する訂正又は変更の合意は、当該合意に別段の定めがある場合を除き、既に生じた共有持分権の移転の効力を遡って左右しない。

# ハッピーオーナーズクラブ

## 共有馬管理等に関する覚書の付帯条項

適用様式版：2026 年 7 月 29 日版

「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という。）に基づいて共有者が共有代表馬主に委任した覚書第 3 条記載の各事項の実施細則（以下「付帯条項」という。）は、以下のとおりとする。

### 第 1 条（事務局の所在地）

1. 覚書第 4 条に定める事務局は、東京都豊島区東池袋 1 丁目 3 2 番 5 号大熊ビル 4 B に置く。
2. 共有代表馬主は、事務局の所在地を変更することができる。この場合、共有代表馬主は、事務局を通じて変更後の所在地を共有者に通知するものとする。

### 第 2 条（収支計算書）

1. 事務局は、毎月 15 日を目途に、前月分の共有馬に係る収支を記載した収支計算書を共有者に送付するものとする。収支計算書には、賞金、預託料、事務費、保険料その他の収支及びこれらの差引残額を記載する。差引残額のうち、共有者に支払うべき残額（以下「繰越残額」という。）は次月以降に繰り越して管理する。共有者が支払うべき残額が生じた場合の支払については、第 3 条及び第 4 条の定めるところによる。
2. 共有者は、収支計算書に記された繰越残額の支払を事務局に請求することができるものとし、共有代表馬主は、当該請求を受けた日から 6 営業日以内に、共有者の指定口座に振り込むものとする。
3. 継続的経費は、経費負担開始日以後に発生したものを共有者の負担とする。通常の賞金、手当その他競走に伴う収入は、日本中央競馬会（以下「J R A」という。）又は地方競馬全国協会（以下「N A R」という。）における当該共有者の持分の登録反映日（以下「収入帰属開始日」という。）以後に発生原因が生じたものを共有者に帰属させる。収入の帰属は入金日ではなくレース日その他の発生原因日、費用の帰属は支払日又は請求日ではなく費用発生日により判定する。進上金、源泉徴収所得税、馬主会控除等、出走事務費その他特定の賞金等から直接控除される費用は、当該賞金等の帰属者の負担とする。収入帰属開始日は、事務局が J R A 若しくは N A R の登録通知、登録証明、受付記録その他合理的な資料により記録する。
4. 共有馬の中央競馬・地方競馬間の所属変更及びこれに伴う未登録移行期間中も、共有関係が継続する限り、本条の収支計算及び繰越残額は継続し、所属変更のみを理由として精算を打ち切り又は繰越残額を清算しない。
5. 共有運営が終了し、又は共有が終了した場合であっても、共有期間中の事由に基づき後日確定した収入、費用、返還金その他の債権債務は、本条及び本付帯条項の定めに従って精算する。

### 第 3 条（事務費の支払）

1. 共有者は、経費負担開始日が属する月より、月次事務費として共有馬 1 頭あたり月額 1,000 円（消費税別）を共有代表馬主に対し、事務局を通じて支払うものとする。ただし、ハッピーオーナーズクラブにおいて当該共有者が共有持分権を保有する共有馬が合計 3 頭以上となる場合、当該共有者が支払う月次事務費の合計額は一律 3,000 円（消費税別）とする。かかる月次事務費の支払期日は当該請求月分について翌月末日とし、支払方法は原則として銀行振込又は繰越残額からの充当によるものとする。
2. 共有馬が出走して賞金（着外手当等各種手当を含む。以下同じ。）を獲得した場合には、共有者は当該出走に係る進上金対象額（賞典明細等において進上金の算定基礎として示される額をいい、その名目を問わない。）の 3 % 相当額（消費税込）を出走事務費として共有代表馬主に対し、事務局を通じて支払う。ただし、その支払方法は、第 6 条第 1 項に基づく賞金の精算において、共有者に支払うべき額からあらかじめ控除する方法によるものとする。

### 第 4 条（預託料）

1. 共有者は、自身の持分割合に応じた預託料を、経費負担開始日より負担し、共有代表馬主に対し、事務局を通じて支払うものとする。かかる預託料の支払期日は当該請求月分について翌月末日とし、その支払方法は原則として銀行振込又は繰越残額からの充当によるものとする。
2. 前項の預託料には、厩舎預託料のほか、治療費、各種登録料（G I 競走等の追加登録料を含む）、輸送費（引退退厩時を含む）、売却又は譲渡先決定までの間の繋養経費等（売却又は譲渡に至らなかった場合を含む）、共有者や



調教師に進呈する記念写真等優勝記念品代金など、馬主慣行に則った共有馬の飼養管理に係る一切の費用が含まれる。

## 第5条（保険及び事故精算）

1. 共有代表馬主は、共有馬に保険事故が発生した場合、事務局を通じて、適用される保険約款に基づき保険会社に対する保険金の支払請求手続を行う。

2. 共有馬については、競走馬登録後における競走馬保険には原則として加入しないものとする。ただし、当該共有馬の競走成績や血統背景等から将来的な繁殖馬等としての価値が見込まれる場合において、共有代表馬主が共有者の利益保護を目的として加入が適当であると判断したときは、この限りではない。この場合の保険料は、共有者が持分割合に応じて負担するものとする。共有馬の中央競馬・地方競馬間の所属変更又はこれに伴う馬の登録終了若しくは新たな登録のみを理由として、当然に保険へ加入し又は既存の保険を解約するものではない。

3. 前項ただし書の規定に基づき保険に加入した場合であっても、共有代表馬主は、その後の競走成績や馬齢等に照らし、給付と負担の均衡を考慮した上で、翌年度以降の保険契約の不更新、又は保険加入額の増減額を行うことができる。この場合、共有代表馬主は共有者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4. 第2項ただし書の規定に基づき保険に加入した場合、共有者は、毎年12月の請求において、翌年度分（翌年1月1日からの1年間分）の保険料を持分割合に応じて支払うものとする。また、保険期間中に保険加入額の増額変更が行われた場合は、所定の手続に従い保険料の不足額を納入する。保険約款に基づき給付を受けた保険金は、第7項の定めに従って精算する。

5. 共有持分権移転後に共有馬に不慮の事故が発生した場合、共有者は、第7項に基づく精算により受領した保険金及び競馬主催者等からの見舞金をもって一切の損害が填補されたものとみなし、共有代表馬主、事務局、当該共有持分権に係る売買契約の売主及びこれらの関係者に対して、その他のいかなる請求や異議申し立ても行わないことを承諾する。共有持分権移転前に生じた事故については、馬匹売買契約書の定めるところによる。

6. 本条に定める各種保険の取扱い（加入条件、保険期間、給付内容等を含む。）について、保険会社による約款の改定その他の事由により、実際の保険約款等と本付帯条項の規定内容に齟齬が生じた場合は、当該保険会社の最新の保険約款等の規定が本付帯条項に優先して適用されるものとする。

7. 共有持分権移転後に、共有馬の死亡、競走能力喪失又は重大な故障が生じた場合における保険金、事故見舞金、補償金、共済金、処分代金その他事故に直接関連して受領した金員は、通常の賞金等とは区分し、事故後の治療費、処分費用及び手続費用その他事故に直接関連して生じた費用を控除した残額を、持分割合に応じて共有者に支払うものとする。事故に直接関連して生じた費用が、事故に直接関連して受領した金員を上回る場合、その不足額は共有者が持分割合に応じて負担する。共有持分権移転前に生じた事故については、馬匹売買契約書の定めるところによる。

## 第6条（賞金等の取扱い）

1. 第2条に定める収入帰属開始日以後に共有者へ帰属する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金から、当該賞金に直接係る進上金、源泉徴収所得税、馬主会控除等（馬主会控除、頭数割会費、第二会費、共済掛金、出走賦課金等）を控除した額を持分割合に応じて按分し、その按分額から当該共有者が負担すべき預託料並びに第3条に定める月次事務費及び出走事務費を控除した金額を、第2条に定める収支計算書に明示する。ただし、外国における競走に出走した場合は、着金日の属する月の翌月の収支計算書において明示する。

2. JRA又はNARの管轄する競馬主催者ごとに規定される出走手当に類する交付金及び事故見舞金は、その全額を持分割合に応じて共有者に支払う。ただし、第5条第7項に定める事故に直接関連するものは、同項の定めによる。

3. 共有馬が獲得した競馬主催者提供の賞品のうち、時価が10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品その他これらに類する賞品（冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品及び参加賞等は除く）については、当該馬の共有持分権者（共有代表馬主及び共有者をいう。以下本項及び本項の細則において同じ。）間に帰属するものとし、その配分等の方法については本項の細則をもって別途定める。なお、時価が10万円以下の前記賞品、寄贈賞品（種付権を含む。）、参加賞等については、共有代表馬主の帰属とする。事務局は、前記の時価判定に用いた評価日、評価額及び評価根拠の概要を記録し、共有持分権者から合理的な求めがあった場合は、その内容を確認できるようにするものとする。

4. そのほか、競馬主催者若しくは競馬統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、交付通知に従い第1項記載の賞金支払事務に準じて適宜共有者に支払う。



5. 競馬主催者、競馬統括組織、馬主協会等、生産者団体、農業協同組合その他の団体（以下本条において「交付団体等」という。）から、共有馬の市場取引実績、競走成績その他の事由に基づき交付された補助金、奨励金その他これらに類する金員（賞金、事故見舞金及び前項の褒賞金を除く。以下「補助金等」という。）は、共有者の帰属とし、収支計算書に計上して精算する。ただし、共有馬の引退後に交付を受けた補助金等であって、交付時点において当該共有馬に係る収支計算書による精算事務が終了しているものについては、共有代表馬主の帰属とする。本項において「当該共有馬に係る収支計算書による精算事務が終了している」とは、引退又は処分に伴う通常の収入及び費用を反映した最終の収支計算書を、事務局が第2条第1項に従い共有者へ送付した時をいう。共有者による当該収支計算書の受領若しくは閲覧又は当該収支計算書に基づく支払の完了を要しない。後日、共有期間中の事由に基づく収入又は費用が判明した場合は、第2条第5項に従い追加精算することができるが、当該追加精算のみを理由として前記の精算事務終了時点を変更しない。

6. 共有者が受領した賞金、事故見舞金、補助金等その他の金員について、交付団体等から返還請求を受けた場合、共有代表馬主は当該共有者に対してその返還を請求し、共有者はこれに応ずるものとする。なお、当該返還請求が共有者への支払後に生じた場合であっても同様とする。

7. 共有馬がG I 重賞競走（海外における同格の競走及びJ p n I、S I 重賞を含む。）に優勝した場合、共有者は、馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要する経費（実費）を、その賞金の10%を超えない範囲内で持分割合に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者等に贈呈する場合があります、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。

8. 支払期限が到来した馬代金、預託料、保険料、事務費等が未払である場合、共有代表馬主は、第1項ないし第5項及び第9条に基づき当該共有者に支払うべき金員から、当該未払額を控除することができる。馬代金の債権者である売主と共有代表馬主が別人格である場合の馬代金については、馬匹売買契約書第3条第6項に基づき共有代表馬主が売主から当該馬代金の受領、収納、控除及び充当に必要な権限を付与されている場合に限る。共有代表馬主が当該権限及び覚書に基づき控除し、売主のために受領した額については、当該共有者の売主に対する馬代金債務の支払に充当される。控除によってもなお未払額が残る場合、共有代表馬主は、自己が債権者である債務については当該共有者に対しその支払を請求し、売主が債権者である馬代金については売主から付与された権限の範囲内で支払を求めることができる。また、当該未払額が完済されるまでの間、当該共有者に対する以後の支払を保留することができる。なお、未払の状態が2か月以上継続した場合は、これを滞納とみなし、覚書第9条の定めるところによる。

9. 外国人騎手（N A R若しくはJ R Aの通年免許を付与されている者を除く。）が共有馬に騎乗した場合、当該騎乗に係る進上金（以下「国外事業者進上金」という。）は消費税法上の特定役務の提供に該当し、リバースチャージ方式による消費税の申告・納税の対象となることがある。該当する共有者は、同法の定めに従い、自らの責任において当該申告・納税を行うものとする。事務局は、共有者による申告・納税に資するため、年次の精算明細書類において国外事業者進上金を他の進上金と分別して表示する。

## 第7条（馬主協会等への加入及び費用等の取扱い）

1. 共有馬が所属する中央競馬又は地方競馬の馬主協会、馬主会その他これらに類する団体（以下「馬主協会等」という。）への加入の可否については、共有代表馬主がこれを決定する。

2. 馬主協会等への加入に係る入会金及び年会費（第一会費等の固定的な会費をいう。）は、共有代表馬主の負担とする。

3. 前項の定めにかかわらず、第6条第1項に定める馬主会控除等は、持分割合に応じて共有者の負担とする。当該費用は、同項に定める賞金の精算において控除する方法により精算する。ただし、賞金等からの控除によって精算することができない場合は、預託料の請求に合算して共有者に請求するものとする。

4. 馬主協会等への加入に伴い、当該共有馬の出走、休養、引退その他当該共有馬に直接関連する事由により、馬主協会等から見舞金、補助金その他の金銭的給付がなされた場合は、その全額を持分割合に応じて共有者に分配する。当該分配は、第6条第1項に定める賞金の精算に準じて行う。ただし、第5条第7項に定める事故に直接関連する給付については、同項の定めによる。

5. 前項に定めるもののほか、馬主協会等の会員資格に基づいて付与される特典（新馬購入に係る補助金、各種研修・懇親会への参加機会その他共有馬の出走に直接関連しない利益を含む。）については、共有代表馬主の帰属とする。ただし、共有代表馬主は、その裁量により、当該特典の全部又は一部を共有者に利用させることができる。

第8条（海外遠征）

1. 共有馬を外国における競走に出走させる（以下「海外遠征」という。）については、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。
2. 海外遠征の場合、進上金の取扱いについては遠征先において適用される規定（控除率に関するものを含む。）に従う。ただし、当該規定において本邦規定下にある調教師、騎手、厩務員等が進上金の支給対象とされていない又はその扱いが著しく異なる場合等においては、適宜本邦規定等を準用する場合があることを共有者はあらかじめ了承するものとする。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料、保険料等の当該遠征の成功を目的とした一切の経費（騎手との間で別途報酬の定めを交わした場合の報酬を含む。）について、遠征先で出走を取消した場合を含め、当該遠征馬の競走成績に関わりなく、これを負担するものとする。

第9条（共有馬の売却・種牡馬転用等と共有代表馬主の報酬）

1. 共有馬の競走馬としての共有運営の終了時期及び引退の取扱いは、覚書第13条の定めるところによる。
2. 現役若しくは引退した牡馬又はせん馬の共有馬を第三者に売却譲渡する場合、又は牡馬の共有馬を種牡馬転用して売却譲渡する場合には、共有代表馬主が自ら又は事務局、預託先調教師その他共有代表馬主が適当と認めた第三者を通じて、売却先の選択、売却条件の交渉及び売買実行の手続等の任に当たる。牡馬を種牡馬転用して売却譲渡する場合には、種牡馬転用前に売却先等の馬主名義で競走に出走することを条件として売買契約を締結する場合を含む。なお、交渉の結果、無償譲渡となる場合がある。

かかる売却がなされた場合、当該売買代金から売買諸経費（当該売買を行うために第三者に支出した仲介手数料、委託料、実費等）を控除した金額を売買純利益金とする。ネットオークションを利用する売却の場合は、落札譲渡代金から売買諸経費を控除した金額を売買純利益金とする。

共有代表馬主の報酬は、売買純利益金を基準として下記算定表により算出した金額（消費税別）とする。売買純利益金から当該報酬を控除した残額を、当該馬の共有者に持分割合に応じて支払うものとする。

| 売買純利益金                  | 手数料 |
|-------------------------|-----|
| 0円～500万円以下までの部分         | 0%  |
| 500万円超～1,000万円以下までの部分   | 10% |
| 1,000万円超～5,000万円以下までの部分 | 20% |
| 5,000万円超～2億円以下までの部分     | 30% |
| 2億円を超える部分               | 40% |

3. 共有馬の種牡馬転用が種牡馬賃貸の方法によってなされる場合は、概ね次の形式を採用することとする。共有者は、競走馬登録の抹消後も当該種牡馬を引き続き共有し、共有代表馬主が引き続き共有代表者を務める。当該種牡馬の賃貸契約期間は複数年（最長5年）とし、賃借人としての第三者繋養先にこれを賃貸する。

賃貸期間において得られることが見込まれる予定賃貸料総額から、種牡馬繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料、広告費等）を控除した残額を「賃貸純利益金予定総額」という。賃貸契約期間中に当該種牡馬について死亡その他の保険事故が発生した場合は、給付される保険金及び賃貸純利益金実績額の合計額を報酬算定の基準とする。

種牡馬転用に関する共有代表馬主の報酬（消費税別）は、これらの金額を基準として下記算定表により算出する。通常の場合は、賃貸純利益金予定総額から当該報酬を控除した残額を賃貸期間の各年度に按分し、当該種牡馬の共有者に持分割合に応じて支払うものとする。

| 賃貸純利益金予定総額等             | 手数料 |
|-------------------------|-----|
| 0円～500万円以下までの部分         | 0%  |
| 500万円超～1,000万円以下までの部分   | 10% |
| 1,000万円超～5,000万円以下までの部分 | 20% |
| 5,000万円超～2億円以下までの部分     | 30% |
| 2億円を超える部分               | 40% |

なお、賃貸期間中に当該種牡馬の死亡その他の保険事故の発生により種牡馬賃貸契約が中途終了し又は一定期間につき賃貸料収入が得られなかったことにより保険金が給付される場合には、上記算定表における「賃貸純利益金予定総額」はこれを「賃貸純利益金実績額及び受取保険金の合計額」（実際に収受した賃貸純利益金と受け取り保険金の合計額）と読み替えるものとする。この場合、保険事故発生年度より前の各賃貸年度においては、賃貸純利益金予定総額からこれを基準に算定された共有代表馬主の報酬を控除した残額を各年度に按分した金額が、また保険事故発生年度においては当該年度の賃貸純利益実績額と給付保険金の合計額からかかる合計額を基準に算定された共有代表馬主の報酬が控除された残額が一括払により、当該種牡馬の共有者に持分割合に応じて支払われるものとする。

種牡馬賃貸契約による種牡馬転用の場合、共有者は、賃貸期間が満了した時点において、当該種牡馬が100,000円（消費税別）にて賃借人に譲渡されることにあらかじめ同意する。当該種牡馬については、死亡保険のほか、種牡馬導入初年度に受胎率保険及びその後の傷害や疾病による該当年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能などの不測の損失（一部免責事項を除く）に対応するための保険に加入することにより、当初予定された賃貸料の所定割合が共有者のために確保される仕組みをとることを原則とする。

## 第10条（牝馬の引退）

1. 牝馬の共有馬の引退時期は、共有代表馬主がこれを決定する。
2. 共有代表馬主が、引退する牝馬を繁殖牝馬として取得することを希望するときは、共有代表馬主は、共有者が保有する共有持分権を、当初販売価格（当該持分について最初の馬匹売買契約において設定された1口当たりの売買代金をいい、譲渡、相続その他の承継により取得した持分についても同じ。）の10%に相当する金額で買い取ることができる。共有代表馬主がこの買取りを決定した場合、共有者はこれに応ずるものとする。
3. 前項の買取りを行う場合、共有代表馬主が定める当該牝馬の引退日を共有持分権の買取りの効力発生日とし、その買取代金を第2条の収支計算に計上して、未精算収入及び既発生債務等と併せて精算し、共有者に支払うものとする。
4. 共有代表馬主が第2項の買取りを行わない場合は、当該牝馬を牡馬の引退時と同様に第三者への売却その他適当な方法により処分し、第三者に売却譲渡するときは前条第2項に定める手続及び算定表を準用する。競走能力喪失の診断を受けて引退する場合も、本条の定めに従って処理する。

## 第11条（共有持分権の譲渡に伴う事務費）

覚書第8条に基づく共有持分権の任意譲渡が共有代表馬主の事前承認により行われる場合、譲受人は名義書換事務費20,000円（1口当たり、消費税別）を共有代表馬主に対し、事務局を通じて支払うものとする。

## 第12条（支払済み代金等）

共有者が契約上正当に負担する預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。ただし、過大請求、二重請求その他事務上の誤りにより共有者が過払いした金額については、この限りでない。

## 第13条（遅延利息及び支払不履行等に起因する共有持分権の喪失）

1. 共有者が、第3条ないし第5条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合には、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率14.6%の割合による遅延利息を支払うものとする。
2. 共有者が、前項の支払義務を2か月以上怠った場合その他、支払不履行等に起因する共有持分権の喪失及び共有代表馬主への帰属については、覚書第9条の定めるところによる。
3. 共有者は、事務局が、前項及び覚書第9条に定める不履行並びに共有持分権の喪失・帰属に関する情報を、当該共有者が新たに共有持分権を購入した馬の預託先（以下「購入馬預託先」という。）に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を購入馬預託先に提供することにつき、あらかじめ同意する。

## 第14条（管轄権を有する裁判所）

共有馬の管理、その他覚書、付帯条項及び賞品等取扱細則に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# 賞品等取扱細則（付帯条項第6条第3項の細則）

適用様式版：2026年7月29日版

## 第1条（賞品の受領と配分方法）

1. 時価が10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品その他これらに類する競馬主催者提供賞品（以下「賞品」という。）については、受賞馬の共有持分権者（共有代表馬主及び共有者をいう。以下本細則において同じ。）間に帰属するものとする。ただし、冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品（種付権含む）のほか、参加賞、優勝馬のレイ、賞状、盾及び優勝DVD等については共有代表馬主の帰属とする。
2. 事務局は、受賞馬の共有者のうちより、本細則第2条第1項及び第2項（以下特に定めのない限り、本細則の条文を指す。）に規定する手続に従って賞品購入者1名を募り売却する。かかる売却代金（以下「賞品売却代金」という。）は、次項記載の事務経費を控除のうえ、持分に応じて共有持分権者に支払われる。購入希望者がいないなどやむを得ない場合において、純金メダル及び金製品については、市中（金製品取扱い専門業者）に売却して換金する。また、宝飾品等、金製品以外が賞品である稀な場合で、第2条第3項の手続を経てもなお購入者が決定できない場合には、競馬主催者が購入した価格の1割にて共有代表馬主等に適宜売却して換金する。
3. 事務局は、賞品売却代金から、賞品の保管その他の事務経費として20,000円（消費税別）を控除した後、これを持分に応じて共有持分権者に配分する。

## 第2条（賞品購入者の特定とその方法）

1. 事務局は、次項に定める基準により賞品購入者を募る。購入希望者が複数の場合は、所定日時に抽選を行って購入者を決定する。ただし、重賞競走の受賞賞品について共有代表馬主から買取り申出があった場合は、本項及び第3項にかかわらず共有代表馬主を優先的な売却先とし、売却価格は次項の定めによるものとする。
2. 前項の場合における賞品売却価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額（金製品取扱い専門業者の取扱い手数料相当額等を控除後の金額とする。）とするものとし、その価格が主催者購買価格の6割に満たない場合は、主催者購買価格の6割相当額をもって売却価格とする。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、主催者購買価格の6割相当額とする。
3. 購入者の応募がなかった場合は、純金メダル及び金製品については金製品取扱い専門業者に売却する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品である場合については、主催者購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有者のうちより購入者を募り、最高額提示者を購入者とする。最高額提示者が複数いる場合、第1項にならない抽選とする。
4. 賞品の購入者は、購入代金を、事務局が購入者決定通知その他の電磁的方法により明示する支払期限までに、所定の手続に従い銀行振込の方法により納入する。事務局が支払期限を明示しなかった場合は、事務局が改めて合理的な支払期限を明示するまで本項の支払期限は到来せず、次項の取扱いを適用しない。購入代金の振込遅延及び購入の取消しはできないものとする。
5. 前項に違反した場合、当該共有者は自らが持分を有するハッピーオーナーズクラブのすべての共有馬について、以後賞品購入者となれない。また、かかる他の共有者への迷惑行為については、付帯条項第13条第3項に定める情報提供の対象となる行為として取り扱われる。

## 第3条（賞品売却代金の共有持分権者への支払時期）

賞品売却代金の共有持分権者への支払は、第1条第3項に定める事務経費を控除のうえ、購入者から賞品購入代金の振込を受けた月の翌月末に行う。送金事務にあたっては、付帯条項第6条第8項の規定を準用する。

以上、本覚書、これと一体をなす付帯条項及び賞品等取扱細則（付帯条項第 6 条第 3 項の細則）は、一体の電磁的記録として作成する。共有代表馬主及び管理契約申込者は、当該電磁的記録についてそれぞれ 1 回電子署名し、これを保管するものとする。

本覚書成立日：\*\*\*\*年\*\*月\*\*日

**【共有代表馬主】**

住所 \*\*\*\*

氏名 会田 裕一

J R A馬主登録番号 \*\*\*\*

N A R馬主登録番号 \*\*\*\*

**【管理契約申込者（共有持分権取得後の共有者）】**

住所 \*\*\*\*

氏名又は名称 \*\*\*\*

J R A馬主登録番号 \*\*\*\*

N A R馬主登録番号 \*\*\*\*